

(案)

仕 様 書

1 件 名

みんなでまちをよくする「ミナヨク」事業支援業務委託

2 履行期間

平成31年5月7日から平成32年3月31日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 目 的

地域コミュニティの核である町会・自治会及び商店街等では、高齢化や若い世代の人材不足により、お祭り、防災、環境美化及びその他地域活性化を目的としたイベント等の地域活動を継続的に実施することが困難となってきている。こうした中、地域協働をリードし、率先して地域活動を実施していく若い地域の担い手を育成していくことが求められている。

この課題解決に向け、地域に愛着を持って地域活動を行っていく次世代のコミュニティリーダーを発掘・育成していくことを目指すため、20代から40代の若い世代を対象に、地域活性化のためのアイデアづくり・実証実験を通じて、麻布地区の地域の現状・課題理解、実地学習、町会・自治会及び商店街等地域住民との対話・交流等を行う講座を企画・運営する。

また、講座内において、参加者と町会・自治会及び商店街等地域住民との交流を創出することで、世代間・住民同士のふれあいを促進し、地域の連帯感の醸成を図る。

さらに、修了後、地域活性化のために検討したアイデアの実現に向け、町会・自治会及び商店街等地域住民との協働による実施を支援し、修了生が継続的に地域コミュニティに関わっていくつながりを築いていくことを目的とする。

5 業務内容

目的に示すとおり、麻布地区の地域の現状・課題理解、実地学習、町会・自治会及び商店街等地域住民との対話・交流等を行う講座を企画・運営する。

また、契約期間内において、継続的に地域コミュニティに関わっていくため、町会・自治会及び商店街等との意見交換、協働の地域活動開催等、修了生と地域団体に応じた個別具体的な支援に向けて、区と協議のうえ実施する。

加えて、今年度の講座の効果・検証を踏まえ、次年度のプログラム内容・実施計画案を作成・提案すること。

(1) 平成31年度の講座運営に関すること。

ア 20代から40代の若い世代を対象に、地域の課題解決を目的とした講座を企画、運営する。なお、実施に際しては、テーマを提案（【参考】平成30年度のテーマ：今どきのご近所づきあい）したうえで、具体的内容の企画・準備、講師の手配、必要物品の用意、場所の準備、当日の運営および進行等を行うものとする。

イ 講座実施後、平成32年度の講座開講に向け、参加者へのアンケート調査等を用いて、手法及び効果の検証を行うこと。

ウ 講座の詳細は、以下のとおりとする。

(ア) 受講人数

30名程度

(イ) 講座回数

全8回程度（事前説明会含む）

(ウ) 講師

講師の手配、準備調整は、受注者にて行う。

全8回程度の講座を運営および進行するメイン講師を配置すること。メイン講師については、港区および麻布地区の現状や課題を把握し、本事業の目的を達成するために必要な経験等を有するものであること。

その他、外部講師（ゲスト）を招聘する場合には、地域活性化や人材育成に関する実績を有するものとする。

(エ) 広報

参加者募集に使用するためのチラシ、ポスターや動画を作成し、区が指定する期間までに麻布地区総合支所協働推進課に納品すること。また、参加者同士の交流の仕組みを構築し、講座コンセプト、講座内容、募集開始時期、講師紹介、活動報告等の情報共有を行う。

その他効果的な方法を区と協議の上、提案し、受注者の負担で作成すること。

① チラシ：A4仕上がり二つ折り、カラー、マットコート紙、3,500部、校正3回

② ポスター：A3、カラー、マットコート紙、200部、校正3回

③ 動画：MP4ファイル、60秒、縦横比率16対9、解像度720p（1280×720）以上、「港区」や「minato city」等の文言を常に画面の一部に表示、CD-ROM 2枚

(オ) 必要物品

必要なテキスト、消耗品等は受注者の負担で準備すること。なお、テキスト等は、講座の開催ごとに、30部程度準備すること。

(カ) プログラム内容

プログラムについては、以下の内容を踏まえて設定・準備すること。

① 麻布の地域特性・状況把握、課題の設定、フィールドワーク、アイデアの検討・検証、発表、実証実験までの7回程度の講座とすること。なお、講座開始

前に、参加希望者向けの事前説明会を1回開催すること。

- ② 区がこれまで実施した既存事業の延長ではなく、地域の担い手となる若い世代の在勤・在住・在学者の参加が望めるよう、興味・関心を引いたり、発想を促進したりすることが期待できるICTツールをワークショップやフィールドワークで活用する等、試行的に新しい取組を盛り込んだものとする。
- ③ 麻布地区の地縁団体、企業及び大使館等、多様な人的地域資源を活用するとともに、交流が深められる講座内容を組み込むこと。
- ④ 地域の課題解決を目的とした講座内容を組み込むこと。なお、組み込む講座内容は、これまでの実施結果を検証、検討したものを反映させること。
- ⑤ 実証実験に向けて、アイデアを考案した各グループに担当者を1名ずつ配置すること。グループの打ち合わせに出席し実証実験を実現させるためのアドバイスや相談業務、メンバーとの連絡調整、地域とつながる機会の提供など支援を行うこと。

(キ) 場所

場所については、以下の内容を踏まえて設定・準備すること。

- ① 若い世代が参加しやすくアクセスしやすい場所とすること。
- ② 子育て世代の方々への配慮として、参加者決定後、参加者の要望により必要に応じて保育スペースを確保すること。
- ③ 設備及び機材として、プロジェクター、スクリーン、その他講座に必要な設備及び機材を用意すること。

(ク) その他

プログラム内容により、講座等を追加で行う場合は、区と協議の上実施すること。

(2) イベントの開催に関すること

これまでの修了生および平成31年度参加者の相互交流を図るためのイベントを2回程度開催する。

実施に際しては、修了生の地域活動の促進を目的とし、具体的内容の企画・準備、講師の手配、必要物品の用意、場所の準備、参加者の手配、当日の運営等を行うものとする。

ア 参加者数

40名程度

(参考) 平成27年度～30年度までの修了者数：73名

イ 講師

講師の手配、準備調整は、受注者にて行うこと。

ウ 広報

使用するためのチラシを作成し、区が指定する期間までに麻布地区総合支所協働推進課に納品すること。その他効果的な方法を区と協議の上、提案し、受注者の負担で作成すること。

・チラシ：A4、カラー、データ納品、各回1,000部

エ 内容

以下を踏まえて企画・準備すること。

- ① 麻布の地域特性・状況把握、課題を踏まえて設定すること。
- ② 麻布地区の地縁団体、企業等、多様な人的地域資源を活用するとともに、交流が深められる内容を組み込むこと。

オ 会場

場所については麻布管内とし、以下の内容を踏まえて設定・準備すること。

- ① 若い世代が参加しやすくアクセスしやすい場所とすること。
- ② 子育て世代の方々への配慮として、参加者決定後、参加者の要望により必要に応じて保育スペースを確保すること。
- ③ 設備及び機材として、プロジェクター、スクリーン、その他講座に必要な設備及び機材を用意すること。

カ その他

各回の開催については、区と協議のうえ、複数日にまたがる実施や修了生以外の参加も可能とする。

(3) 参加者及び修了者の地域活動支援に関すること。

町会・自治会及び商店街等と検討した地域活性化のアイデアを実施するための支援を行う。また、麻布地区町会・自治会及び商店街等への参加や継続的に地域活動を実施できるための支援を行う。支援内容は、以下のとおりとすること。

- ア アイデア実施の助言・提案
- イ 実施時の補助
- ウ 参加者及び修了者と麻布地区町会・自治会及び商店街等とのマッチング支援
- エ 地域 SNS「PIAZZA」を活用した情報発信を提案

(4) 平成32年度開講する講座のプログラム内容及び実施計画案の作成に関すること。

ア 平成31年度に行う講座の効果の検証結果を踏まえ、平成32年度開講に向けた講座のプログラム内容及び実施計画案を作成すること。

イ 講座の実施規模は、概ね以下のとおりとする。

- (ア) 受講人数：30名程度
- (イ) 実施期間：5～6か月程度（募集期間を含む）
- (ウ) 講座回数：全8回程度（事前説明会含む）

ウ 講座のプログラム内容及び実施計画案については、以下の内容を踏まえ作成すること。

- (ア) プログラム内容等は、若い世代の参加を促せるものとする。
- (イ) 麻布地区の地域資源や企業・大使館等を活用した講座内容を組み込むこと。
- (ウ) 地域の課題解決を目的とした講座内容を組み込むこと。なお、組み込む講座内容は、これまでの実施結果を検証、検討したものを反映させること。

(エ) 講師は、「5. 業務内容」に記載する人材を複数人招聘できるように選定し、区との関係構築を支援すること。

(5) その他

業務内容で疑義が生じた場合は、区と協議の上、決定すること

6 契約及び支払方法

本契約に係る経費には以下の内容を含むものとし、業務履行確認後に受注者の請求に基づいて一括で支払う。

- (1) 人件費（講師謝礼含む）
- (2) 広報費
- (3) 講座のテキスト・資料・消耗品代
- (4) 調査費
- (5) 施設等使用料
- (6) その他運営に関わる経費

7 成果品

- (1) 平成31年度講座プログラム実施報告書 3部
- (2) 平成32年度講座プログラム実施計画書（案） 3部

※ 成果品の納入場所は麻布地区総合支所協働推進課とし、報告書類のほか電子データをCD-ROMで納入すること。

8 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、事前に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、区の承認を得ること。

9 受注者の責務等

(1) 受注者の責務において、区民、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。

(3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。なお、業務終了後、これらの情報についてはシュレッダーで破棄し、電子データは消去すること。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、

ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

(7) 受注者は、業務従事者、その他本業務に関わる者に対し、港区個人情報保護条例の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

(8) 本業務で利用するパソコンには、最新のウィルス検知ソフト及び、ファイヤーウォールを導入すること。また、ウィニーなどのファイル交換ソフトを使用しないこと。

(9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとたばこルールを順守すること。

(10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

10 「環境により良い自動車利用」について

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

11 著作権の帰属

受注者は、本業務に係る成果品の著作権を区に譲渡するものとする。

12 担当

麻布地区総合支所協働推進課地区政策担当

電話：03-5114-8812